生体認証技術と身体管理
――識別・分類・意味づけの暴力をめぐって――

高野麻子

1　はじめに

本シンポジウムがテーマとした「身体管理」は、とても多様な実践と論点を含んでいる。ひと言で身体管理といっても、個人の氏名、生年月日、住所、家族関係の登録にはじまり、ある地域や領土内の人数の把握、人種、性別、犯罪、病気といったカテゴリーの創出とこれらにもとづく集団の分類や比率の算出、さらには各カテゴリーに分類された個々人の具体的な処遇（行動の制限や隔離など）に至るまでさまざまである。そして、人種をはじめとした各カテゴリーの創出には、人類学、医学、統計学といった広く「科学的な知」が関与していた。

これらの諸実践を通じて、個人の身体は意味づけられ、統治者にとって判読可能で把握可能な存在へと変換されてきた。身体管理は統治の手段であり、社会における秩序形成と大きくかかわっている。それゆえ、国民国家形成や植民地統治の時代に身体管理の技法が多数生み出され、多様な学問分野においても注目されてきた。そして、個人の身体を「客観的」な指標に置き換えて、他者によって数値化、カテゴリー化、選別されるプロセスには、つねに暴力や差別が内在していたことはいうまでもないし、それらに対する異議申し立てや反対運動の歴史はまさにその事実を物語っている。

この集団から個人を貫く身体管理の技術と実践は何を目指し、どこに向かおうとしていたのだろうか。そして、監視社会と呼ばれてひさしい現代の状況と、どのようなつながりがあるのだろうか。この大きな問いを考察するにあたって、本稿では、一九世紀末から二〇世紀初頭において、身体管理の多様な関心の交差点にあった生体認証技術、とりわけ「指紋」をめぐる日本帝国での研究と実践を取り上げたい。指紋といえば、個人の「万人不同」と「終生不変」の特徴を利用した個人識別がイメージされるかもしれない。現在でも、指紋は入国審査、パソコンへのログイン、犯罪捜査などに利用されている。しかし実際、二〇世紀前半に指紋に向けられていた関心は、個人識別、人類学、法医学、遺伝学、犯罪学など、多岐にわたる。そこで、指紋にかんする同時代の研究から、身体管理とそれを成り立たせている学問的知が何を目指してきたのかを見ていきたい。

日本帝国における指紋の利用や研究は大きく三つに分けられる。一つ目はいうまでもなく、個人識別への利用である。これは個人を唯一無二の存在として捉える視点、つまり同じ指紋を持つ人がいないように、同じ人間はこの世にいないという前提に立った身体管理である。二つ目は、指紋を対象にした人類学や遺伝学的研究を通じて人種を分類し、集団的な同一性の根拠を見つけ出そうとする試みである。これにより「日本人」の集団的特徴が検証されていった。三つ目は、占い、犯罪学、医学的側面から、個人の性格や気質、犯罪傾向の分析を行うものだ。

これらを見ていくと、指紋は人間を人種という指標のもとで集団として大分類し、その内部を目的に応じて中分類し、さらに、これらの分類から創出される集団的特徴を個の特徴として分配し、固定化したうえで、個人を唯一無二の存在として認証するために利用されていた。まさに、集団の管理から個の管理に至るまで、広く指紋への関心が立ち現れていたのであり、人間をあらゆる位相から判読するための一つの鍵だったと

いえるだろう。指紋は現在のＤＮＡのような存在として扱われ、国民国家における国民の範囲や植民地統治の正当性を理論づける根拠として、さらに社会的秩序の形成に広く応用された。そこで、以下では三つの指紋研究のそれぞれについて、日本帝国を事例に見ていく。そして、本稿の最後では、生体認証技術の需要が世界的に拡大している現代の身体管理についても考察を広げてみたい。

2　個人を識別すること

指紋にかんする研究の一つ目は、個人識別である。[1] 周知の通り、生体認証技術とは個人の身体的・行動的特徴を利用して個人を識別する技術のことであり、「指紋法」とは指紋の終生不変と万人不同の特性を利用して個人を識別する技法である。一九世紀末にイギリスの植民地であるインドで指紋法が誕生すると、「完全に」個人を識別・分類・検索することが可能になった。

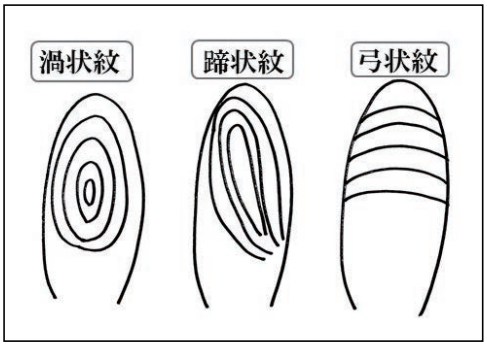

図１　指紋の３つの種類

指紋には万人不同の特徴があるため、たくさんの種類の紋様がありそうだが、実際には大別するとたった三種類しかない。図１で示したように、（一）渦巻状になっている「渦状紋」、（二）馬のひづめの形をしている「蹄状紋」、（三）弓の形をしている「弓状紋」である。これら三種類の紋様は、例えば、右手の親指は渦状紋、左手の人差し指は蹄状紋といったように、一〇本の指に混在することが一般的である。

では、どのようにして指紋で個人を識別するのだろうか。まずは、各指を三種類の紋様のいずれかに大分類したあと、下位分類を繰り返していくのだが、指紋の分類方式は多数存在していた。日本が一九〇八年に導入したのは、ドイツで生み出された「ハンブルク方式」だった。これは当時の最新式で、指紋を三種類に大別した後、隆線の数などから下位分類し、指紋のパターンを一から九番までの九種類に分け、指の欠損を〇番とした。これにより、それぞれの指は〇から九のいずれかの番号が割り振られ、一〇本の指は一〇桁の数字へと変換されたのである。この番号は、図２の指紋原紙（指紋の登録用紙）の右上に記録されているものであり、上段が左手の五指、下段が右手の五指の分類番号である。

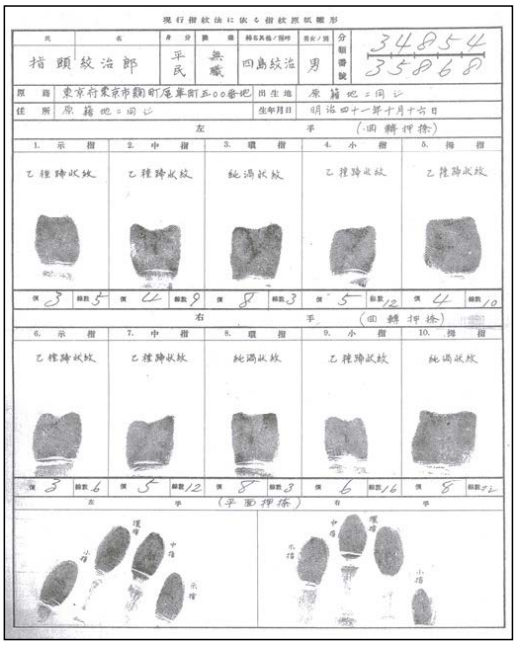

図２　指紋原紙

（出典）下中彌三郎編『大百科事典 12 巻』平凡社、1932 年。

そして、一〇桁の数字が記入された指紋原紙は、番号に従って保管棚に収納され、必要があればいつでも検索が可能であった。

これまで人間の記憶や勘を頼りに識別していた身体を、数字という客観的指標のもとで、検索可能な状態に置くことは、身体管理において非常に画期的であった。なぜなら、識別する側と識別される側の面識がなかったり、互いの言語が異なり意思疎通ができない場合や、識別される側が偽名を使用した場合でも、その人物の指先を写し取り、数字へと変換して検索をかければ、たちどころにその人物が何者であるかを判別できるからである。つまり、指紋法の誕生によって、人間の身体は言葉を語ることのない個体（もの）として識別されるようになった。

たびたび遺体の身元特定に指紋や歯型が使用されるが、まさに言葉を発することのできない遺体が「何者であるのか」について、本人の代わりに他者（医師や警察官）が判断を与え、意味づけているのである。そのため、生きている人間に同じ技術が使用されるとき、本人の言葉は奪われ、他者によってその人物の身元が決められることになる。それゆえ、誰が何の目的で誰を識別するのかという一連の実践には、暴力や差別が表出する可能性がある。個人識別の実践は暴力や抑圧とイコールではないが、つねにその契機を内包しているのだ。

では、なぜ個人を識別する必要性が歴史的に生じたのだろうか。その背景には、一定の領土とそこに帰属する国民を確定し、労役、徴兵、租税、教育、衛生といった行政事務のために、国民の詳細な情報とその所在を把握するさまざまな技法（国勢調査、統計調査、戸籍、住民登録、兵員名簿、身分証明書等の書類）が生み出されたことがある。国民国家はこれらの技法・書類を連動させて、渡辺公三がいうところの「一連の文書に基礎を置いた同一化空間」[2]の形成を目指してきた。

ただし、一連の文書による同一化空間は、基本的に定住に基づいた統治の形態であり、そこでは一定の居住地で家族とともに生活し、一時的な逸脱として移動が想定されていた。しかし実際に統治者たちが直面していたのは、定住という生活形態にない人びとであった。すなわち、定住という生活形態にないノマド、産業化にともない増大した都市の非定住者、偽名を使う犯罪者、都市と農村を往来する季節労働者、国境を越えてやってくる移民、言葉の通じない、読み書きのできない植民地の原住民などである。かれらを把握・管理するには、既存の定住に基づいた管理方法では不十分であり、移動を繰り返してもなお、つねに把握可能な技法が必要とされた。ここにこそ、住所や共同体を媒介とせず、直接身体を管理の対象とする生体認証技術の需要が高まったのである。

実際に、一九世紀末にインドで指紋法が誕生したきっかけは、移動を繰り返す「犯罪部族」の管理であった。犯罪部族とは、移動を繰り返すがゆえに管理が難しい人びとを意味しており、いわゆる犯罪行為に手を染める人びとではなかった。日本においても、一九〇八年にドイツから指紋法を導入すると、監獄や警察で犯罪者管理に使用された後、一九二四年には、南満洲鉄道株式会社が撫順炭鉱で、移動を繰り返す炭鉱労働者の管理に指紋法を用いた。さらに「満洲国」建国後においても移動が常態化した都市部の労働者管理に導入され、一九三九年には、指紋原紙を管理するために「指紋管理局」が設置された。そこでは毎月一〇万枚の指紋原紙が収集・分類され、検索可能な状況に置かれていたという。

指紋が移動を繰り返す人びとや植民地の言葉が通じない住民を管理する手法として利用される一方で、同時に存在していたのは、できれば全国民（もしくは領土内の全住民）の指紋登録を実現させたいという統治

者側の欲望であった。いつどこにいようと、言葉が通じなくても、その人物を識別し、意味づけられるこの技術は、統治者にとって「理想」の道具であった。そのため、国民全体を対象とした指紋登録の構想も繰り返し議論されてきた。実際に指紋法をドイツから日本に持ち帰った弁護士の大場茂馬自身も、戸籍簿に指紋を押捺する案を、著書『個人識別法』（忠文社、一九〇八年）のなかで提起している。

その後、これが具体的な構想となるのは、「満洲国」の建国の際であった。建国の年である一九三二年に日本で出版された平凡社の百科事典には、「指紋」の項目に次のような記述がある。

> 実体的戸籍法の実施は目下の急務で、それが一日も早からんことを要望するのである。全世界に於て戸籍法に指紋法を実施するのは、満洲国を以て嚆矢とす。右は眞に新国家にふさはしいことである。形式的戸籍法を実体的戸籍法とするのであるから実に正確なる点に於ては世界一となることであらう。[3]

ここから、世界一正確な国民登録を「満洲国」で実現するという意気込みが感じられる。実際に建国直後より、全国民を対象とした指紋登録の実施に向けて準備が進められた。この計画はすぐさま実現することはなかったが、先の労働者への指紋登録制度が軌道に乗ると、これを国民指紋法へと拡大する動きが再燃し、一九四四年にこれを定める法律が施行された。ただし、ようやく法整備が進み、国民の指紋登録が動き出した矢先に、日本は敗戦を迎えるのだった。

ところが「満洲国」で実現しなかった国民指紋法は、戦後の日本に引き継がれていった。一九四九年に「国民指紋法構想」が衆議院法務委員会で議論されたことにはじまり、住民登録に指紋押捺を導入する案、さらに警察主導の県民指紋登録も登場した。

そして現在においても、マイナンバーカードに貼付された顔写真の利用が開始されたように、全国民（住民）を生体認証技術によって管理する取り組みは続いている。唯一無二の個人をいつでも把握できるシステムは、セキュリティや利便性の言説のもとで、支持を集めている。この点については、本稿の最後で扱う。

3　人種の境界線を引くこと

個人認証だけでなく、人類学的な関心にもとづく指紋研究も存在していた。竹沢泰子は、「目に見えようが見えまいが、差異を創り出し、境界線を引き、徴（しるし）づけては可視化させる、そして『遺伝する』という語りによってその差異を自然化させ、本質化させ、固定化させていく。それこそが人種化の行為なのである[4]」と述べているが、指紋もまた、人種を可視化する手段として注目されていた。

よく知られている通り、一九世紀半ばにフランスのポール・ブロカが制度化した人類学のもとで、頭骨計測や人体計測から人種を分類する研究が行われていた。ブロカは頭蓋骨の角度や長さ、容量を測定し、人種の差異と人種ごとの知的水準を明らかにしようとした。個人の身体的特徴が集団的同一性を示す手段として用いられるとき、先の個人識別のように、個人を唯一無二の存在として捉える身体観とは異なる位相が出現する。

渡辺公三は、ブロカが頭蓋骨の標本を計測する手法を分析するなかで、「個体の死そのものも、『平均値』の中に溶解し消えてゆく」と指摘

する。つまり、「頭蓋骨は、ここでは個体の死を表すものではなく、人種というほとんど架空の集合的な存在者の指標にすぎず、脳容積に比例すると想定された知性という質的特性を表示する物にすぎない[5]」というのだ。頭蓋骨は特定の個人の一部であるにもかかわらず、その唯一性は奪われ、この頭蓋骨が何者であるのかは問われず、集団的特徴のなかに抽象化されていく。

そして指紋も、頭蓋骨と同様に集団を特徴づける手段として関心を集めていた。そもそも一九世紀末に指紋の終生不変と万人不同の特徴を明らかにしたイギリスのフランシス・ゴルトンの関心は、個人識別ではなく才能の遺伝にあった。「優生学」という言葉の生みの親でもあるゴルトンは、指紋の種類や紋様からその人の才能を読み取れるのではないかと考えていたのである[6]。

一方日本では、犯罪者の識別を目的に指紋法が導入されたため、当初の関心は個人識別に向けられていた。一九〇八年にドイツからハンブルク方式を導入した際に、司法省で開催された「犯罪人異同識別法取調会」の報告書には、市ヶ谷監獄の囚人一、〇五七名の指紋を採取し、指紋の出現頻度を調査したとの記載がある。ただし、「結果頗ル良好ニシテ僅少ノ変更ヲ加ヘ之ヲ採用スルヲ相当ト認メタリ[7]」と書かれているように、この調査は同方式が日本で適用可能か否かを判断するためのものであり、人類学的な関心によるものではなかった。他にも同時期に日本人を対象とした指紋研究は登場するが、あくまでもドイツから移入した分類方式の妥当性を証明することに主眼が置かれていた。

こうしたなか、日本で本格的な指紋の医学的、人類学的な研究を進めた人物がいた。法医学者の古畑種基（一八九一～一九七五）である。かれは、金沢医科大学、東大医学部などで教授を務めた人物で、現在でも使用しているＡＢＯ式血液型の研究や、鉄道三大ミステリーの一つといわれる下山事件（一九四九年）で、下山定則総裁の遺体の司法解剖を指揮したことでも知られている。古畑はドイツのベルリン大学で二年間の留学を経たあと、一九二四年に金沢医科大学に赴任した頃から指紋と血液型の研究を本格的に進めている。かれは法医学者の立場から、遺体の身元や遺体の血縁関係（親子関係）を鑑定するために、血液型、さらには指紋に関心を寄せていた。

古畑の血液型や遺伝への関心の背景には、ちょうどこの時期、ヨーロッパでの血清学と遺伝学の流行があったと考えられる。というのも、ブロカによって人種の分類に使用されてきた頭骨計測と人体計測法が成果を上げられずにいるなかで、二〇世紀のはじめにウィーン大学のカール・ラントシュタイナーが血液型を特定する方法を生み出し、それを人類学的に応用する研究が登場したことで、注目を集めていたからである。キャロル・レノー‐パリゴによれば、「血液型を決定する手法は、それまでの頭骨計測などよりははるかに簡便なため、ある時期、血液型による区分は大変な人気を得ることになった[8]」という。

血液型の研究のなかでも、とりわけルドウィック・ヒルシュフェルトとハンナ・ヒルシュフェルトによって行われた研究、すなわち第一次世界大戦中、一六カ国の兵士を対象に八、五〇〇人の血液型を調べ、人種の相違と血液型の分布に着目した研究は、古畑の血液型研究さらには指紋研究に大きな影響を与えたと考えられる。ヒルシュフェルトはこの研究のなかでＡ型とＢ型の出現頻度から「生化学的民族示数」を算出する数式を提唱し、示数二以上を「欧州型」、示数一～二の間を「中間型（トルコ人、ユダヤ人、アラビア人、ロシア人）」、示数一以下を「アジア・アフリカ型」に分類した。それは、次に示す古畑が考案した「指紋示

数（係数）」を算出する数式と、それにもとづく人種の分類方法に類似している。[9]

実際、古畑は一九二六年一〇月の北陸医学会にて、「指紋人種特異性並に『指紋係数』に就いて」と題した発表の冒頭で、ヒルシュフェルトの研究を参照しながら、「指紋も亦血液型の如く人種によって其出現率が一定して居る事を注目するに至ったので『指紋の人種特異性』と云ふ事に関し卑見を述べて皆様の御批判を仰ぐ次第である」[10]と述べている。そのうえで、指紋の出現率が人種によって異なることを提唱し、次の式を発表した。

$$\text{指紋示数} = \frac{\text{渦状紋の\%}}{\text{蹄状紋の\%（甲種蹄状紋\% + 乙種蹄状紋\%）}} \times 100$$

古畑は各国の指紋示数によって、「九〇以上を満洲人型」、「九〇～七〇を日本人型」、「七〇～六〇を伊太利人型」、「六〇～五〇を印度人型」、「五〇以下を西欧人型」とした。[11]そして、同時期より、古畑が教授を務めていた金沢医科大学の同僚や教え子たちを中心に、『金澤醫科大學十全會雑誌』にて「日本人指紋ノ研究」と題した人類学的関心にもとづく多数の指紋研究が発表されていく。

全国各地の指紋分布を調べるなかで、古畑は次のように述べている。

> 血液型の研究に於て余は日本民族は日本島に於て創生せられた新民族なりと云ふ見解をとって居るが、指紋の分布の調査を見るにつけても我が国に於ける指紋の分布には僅かの地方的差違を見るが大体に於て南は沖縄より北は北海道に至る迄三府四十三県の指紋の分布は殆ど一様と申してもよい事を見るのである。即ち指紋の研究より見るも血液型の研究より見るも我が日本人は大家族の一団である事を強く感ぜざるを得ない。[12]

「我が国の指紋分布はほとんど一様」、「日本人は大家族の一団」といった発言からも、日本人の集団的同一性を確信している様子が読み取れる。古畑が考案した「指紋示数」を用いた指紋の研究は、日本国内にとどまらず、一九三〇年代に朝鮮、台湾、満洲といった植民地にも広がっていく。現地で研究を主導していたのは、おもに現地の大学の医学部教授や軍医たちだった。彼らは植民地の原住民たちの指紋を採取しては、この数式に当てはめていった。

例えば、京城帝国大学医学部法医学教室の國房二三は、自身が調査したデータと先行研究のデータを組み合わせることで日本人、朝鮮人、満蒙人の指紋示数を算出している。ここで導き出された指紋示数を大きい順に並べると、満蒙人、朝鮮人、日本人となり、朝鮮人のなかでも北部に土着する人は満蒙人に近似し、南部の人は日本人に近接していると分析した。国房は自身の論文のなかで、「指紋各型の出現頻度を基準として考察すれば、蒙古、満洲、朝鮮、日本と、是等民族は互に漸変的に移行混成せることを憶測せしめる」、「余の指紋調査成績は、如上諸民族が人類学上緊密不可離の関係にあるといふ想察を、更に一層増強せしむるものである」[13]と結論づけている。

また、大規模な指紋登録を実施していた「満洲国」においても、一九三九年五月から一九四〇年三月の間に、陸軍軍医の山本昇による「満洲国及ビ近隣諸人種ノ指紋ニ関スル研究」が『軍医団雑誌』に一〇編も掲載されている。山本はこれらの論文のなかで、先述した指紋管理局に保管されている指紋を人類学的調査に用いていた事実を明かしている。

このように、日本帝国において指紋は、個人識別と人類学的調査の双方で関心を集めていたことがわかる。[14]

4　個人を特徴づけること

集団の分類は、人種にとどまらなかった。ゴルトンが指紋と才能の関係に関心を抱いていたように、指紋から性格、才能、犯罪性などを読み取ろうとする研究も存在していた。これは、人種という集団の内部をさらにカテゴリー化し、個人の属性を決定づけようとする試みである。例えば、日本でも司法省指紋部の主任であった兒島三郎は、一九二一年に『品性研究 指紋上の個人』（竹生英堂）、一九二六年には『指紋に現はれた個性』（兒島三郎）を出版し、指紋から「天稟（てんぴん）（生まれつきの才能）」が読み取れると主張した。

> 人の天稟は指紋で分る。なぜ分るかといふと、それは医学を超越した問題であるが、私は指紋ばかりで分るとは言はない、身体のどこかに天稟は表はれて居るといふのは私の信念である。私は古い人相、骨相、性相をすてて、新しい指紋について研究の結果を発表するのである。[15]

兒島は司法省で指紋業務に従事し、数十万人の指紋を比較研究するなかで、人の天稟と指紋の関係に着目するようになったという。そしてこの時期に、指紋から個人の気質や性格、運命を読み取ろうとしたのは兒島だけでなかった。例えば、長谷川滔浦『指紋と性格』（春秋社、一九三二年）、『指紋と運命』（アルス、一九三三年）、『個性と指紋』（社会教育協会、一九三五年）、小西久遠『（立身出世の極意）観相秘録　附指紋と運命』（浩文社、一九三五年）など、多数出版されている。

さらに、占いに限らず、指紋の種類と犯罪率との関係をテーマとした研究も進められていた。兒島と同じく、司法省指紋部主任の仁科正次は、一九三一年に司法省が保管する犯罪者指紋のなかから、強盗致死傷と偽造犯罪者の指紋を分析した論文を書いており、[16]また同年に南條博和は台湾の犯罪者指紋から犯罪の種類と指紋の関係について分析をしている。南條は窃盗、強盗、傷害、殺人、詐欺など、罪名ごとに指紋の現れ方を示したうえで、一般人（犯罪者として捕まっていない人）の指紋の出現傾向と比較している。[17]指紋の終生不変の性質を考えると、指紋と犯罪性を関連づけることは、犯罪傾向は先天的なもの、つまり生まれながらにして決まっていることになる。さらに、「遺伝」という言葉を用いることで、子孫にその性質が受け継がれるものとして語られた。[18]

そして指紋による集団と個人を貫く身体管理の実践は、しだいに優生思想へと引きつけられていく。一九三〇年に日本民族衛生協会（一九三五年に日本民族衛生学会から改称）による民族衛生叢書の第三巻として、一九四八年に古畑は『民族と血液型』を出版している。本書の冒頭「民族衛生叢書刊行の辞」で、理事長の永井潜は「一層大切なのは、国民の中に於て素質の劣悪なる者の数を制限するとともに、優秀なる者の数を増加させ、かくして数と質との調和を計り、依って以って国民素質の水準を高めることである。そしてこれが、民族衛生学（優生学）の使命なのである」[19]と述べている。また永井自身も仁科正次と東京医専学術研究会附属研究所所長の池見猛とともに、「出生地と指紋の関係」と題した論文を『醫事公論』で発表しており、指紋研究に携わっていたことがわ

かる。[20]

当初より、優生学の生みの親であるゴルトンの関心が、指紋から才能の遺伝を読み取ることにあったと考えると、日本での指紋研究と優生思想とのつながりは当然の帰結ともいえるだろう。ただ、改めて二〇世紀前半の日本帝国における指紋研究を、身体管理という大きな文脈のもとに位置づけてみるとどうだろうか。指紋の紋様の出現率から人種にもとづく集団を創出し、その内部を詳細にカテゴリー化して生み出される抽象的な特徴を、個人の識別を通じて「個」に具体化し、固定化し、本質化し、差異化してきたといえるのではないだろうか。そして、特徴を具体化された個人は、最終的に優生思想のもとで、優秀な集団（人種）を構築するために選別の対象とされていく。まさに集団から個を経て、再び集団へと回収されるサイクルが浮かび上がってくる。

この時期に集団（抽象）から個人（具体）を直線的につなぐ物語の創出に、指紋が着目された理由は何だったのだろうか。おそらく二つの理由が考えられる。一つは簡便さである。個人識別と人類学的研究の双方において、指紋より以前に用いられた人体測定法は、非常に手間と時間、さらに測定にかんする技術（コツ）を必要としたし、人類学で関心を集めた血液型の場合も、血液の採取には痛みを伴う。一方で指紋は指先にインクをつけて、紙に写し取るだけであり、痛みもなく、また計測器具も不要だった。

二つ目は、指紋の紋様の特徴と分類方式である。本稿の第二節で示したように、指紋は大別すると「渦状紋」、「蹄状紋」、「弓状紋」の三種類しかない。古畑の指紋示数が渦状紋と蹄状紋の出現率から算出されているように、集団（人種）を分ける際には指紋の大分類を用い、次に集団内を性格や犯罪性の判断のために中分類する際には、三種類の紋様（蹄状紋を「甲蹄状紋」と「乙蹄状紋」に分けるなど、紋様の種類を細かく設定する場合もある）の出現率や出現指（どの指にどの紋様が現われているか）に着目する。そして、個人を識別する際には下位分類を用いることで、一〇本の指を一〇桁の数字へと変換する。このように、大分類から小分類に向かうプロセスを、集団から個人に至る直線的な結びつきと重ね合わせることで、集団に帰属する唯一無二の個人という構図が作り上げられるわけだ。

ここで改めて確認したいのは、指紋による身体管理が行き着く先に優生思想があり、予測と予防の理念のもとで、最終的に個の選別を通じて社会的秩序を作り出そうとした点である。個人は情報として客観化されることで、他者によって身体を解釈され、意味づけられ、判断される存在になった。こうした二〇世紀の経験は、現代の身体管理とどのようなつながりがあるのだろうか。最後にこの点について考えたい。

5　おわりに

現在、指紋で人種を分類したり、性格や犯罪性を推測する試みは衰退したといえるだろう。しかし、本稿で指紋への関心を通じて見てきた身体管理の理念や方向性は、脈々と現代にも引き継がれ、コンピュータ技術の発展が、これまで実現不可能だった高度な身体管理を実現している。指紋を含む生体認証技術による個人識別の需要が高まる背後には、膨大なデータと詳細なカテゴリー化が存在している。コンピュータを介して自動で収集される膨大なデータはビッグデータと呼ばれ、私たちの日常のあらゆる情報がその対象となっている。購買履歴、インターネットの閲覧履歴、位置情報、ＳＮＳのやり取りといったリアルタイムのデ

ータだけでなく、人種、宗教、ジェンダー、さらにはＤＮＡなどの身体情報も含み込んでいる。

ビッグデータから算出された結果を生体認証技術と結びつけることで、個人を個体（もの）として識別するだけでなく、本人が自覚しているか否かに関係なく、その人物の過去・現在・未来を意味づけ、分類、選別、価値づける作用をともなう。テロを起こす可能性、病気になる可能性、ある商品を買う可能性といったあらゆる「可能性のある個人」として識別されるなかで、「私」という存在はますます自分で語るものではなく、語られる／意味づけられる存在になっている。

データによって作り出された「私」を、肉体をともなった「私」は引き受けていかなければならいのだろうか。引き受け続けることで、いつしか他者が導き出したデータ上の私が本当の私になる日が来るのだろうか。答えは否である。ある日、空港で入国を拒否された場面を想像してみてほしい。データ上のあなたはテロを起こす可能性が高いとの理由で拘束された際、それは私ではないと主張できる術を持っていなければならない。

さらに、膨大なデータにもとづく人の管理と生体認証技術の普及の先には、「価値のある人間」／「価値のない人間」の選別が存在することも忘れてはならない。なぜならデータによって未来を予測し、あらかじめ危険を取り除こうとするこの諸実践は、そもそも暴力性のある子どもや病気の子どもが生まれないようにといった優生思想と親和性を持つからだ。現代の身体管理はこれまで以上に未来の予測に向かっている。

利便性と効率性、安心と安全を掲げる今日の身体管理の実践は、今までに見たことのない新しい景色として目に映るかもしれない。しかし、新たな技術が誕生したからといって、従来とはまったく異なる理念のもとで、新しい世界を作り出せるわけではない。なぜなら技術は、それを生み出した人びとと使用する人びとの意識や感覚が大きく影響するからである。過去から連綿と続く分類・選別の歴史を今、分析する意義はここにあるのではないか。

注

（1）本稿の第二節は、拙著『指紋と近代――移動する身体の管理と統治の技法』（みすず書房、二〇一六年）の内容をもとに、シンポジウムのテーマに合わせてまとめたものである。詳細については、拙著を参照のこと。

（2）渡辺公三『司法的同一性の誕生――市民社会における個体識別と登録』言叢社、二〇〇三年、二七九頁。

（3）下中彌三郎編『大百科事典十二巻』平凡社、一九三二年、一二一頁。

（4）竹沢泰子「刊行のことば」斉藤綾子・竹沢泰子編『人種神話を解体する1――可視性と不可視性のはざまで』東京大学出版会、二〇一六年、i頁。

（5）渡辺前掲書、二〇七－二〇八頁。

（6）ゴルトンが優生学的な関心から指紋を研究していたのと同じ時期に、植民地インドで犯罪部族の管理を担当していたエドワード・ヘンリーは、個人識別を可能にする方法を模索していた。集団の分類への関心と個人識別への関心の双方がこの時期にイギリス帝国内に混在していたことがわかる。実際に、ヘンリーはゴルトンの研究をもとに、インドで指紋の分類方式を生み出し、「ヘンリー方式」と名づけたのだった。ヘンリー方式はその後イギリス帝国で広く利用されていく。大場茂馬『個人識別法』忠文社、一九〇八年、巻末付録より。

（7）

(8) キャロル・レノー＝パリゴ「フランスにおける形質人類学の変遷史——一九世紀末からの人種科学をめぐって」坂野徹・竹沢泰子編『人種神話を解体する2——科学と社会の知』東京大学出版会、二〇一六年、六七頁。

(9) 血液型による人類学的研究は一時期人気を集めたが、実際は、人体計測法と同様に、血液型によって人種を分けることが難しく、研究の成果はわずかなものだったという。この点については、レノー＝パリゴ前掲書、六七–六八頁を参照。

(10) 古畑種基「指紋人種特異性並に『指紋係数』に就いて」『日本之醫界』十六巻九三号、一九二六年、五–七頁。

(11) 同前。

(12) 古畑種基「指紋の遺伝とその人類学的応用」古畑種基編『指紋の論文集　第一輯』金澤醫科大學法醫學教室、一九三〇年、八頁。

(13) 國房二三「朝鮮人の指紋」『犯罪学雑誌』一一巻三号、一九三七年、四四頁。

(14) 山本昇「満洲国及ビ近隣諸人種ノ指紋ニ関スル研究——第一編 河南・湖北・安徽・江蘇・浙江省人ノ指紋ニ就テ」『軍医団雑誌』第二七号、一九三九年、三五頁。

(15) 兒島三郎『品性研究 指紋上の個人』竹生英堂、一九二一年、二四頁。

(16) 仁科正次「指紋上より観たる強盗致死傷竝に偽造犯人に対する調査に就て」『犯罪学雑誌』四巻三号、一九三一年、四五–四八頁。

(17) 南條博和「指紋学上より見たる犯罪指紋」『犯罪学雑誌』四巻四号、一九三一年、二七–四三頁。

(18) 指紋と性格、気質、犯罪性が「遺伝」という概念と結び付けられていた点については、井上貴翔がすでに指摘している。井上は探偵小説のなかで登場する指紋の言説の変化に着目しながら、指紋が個人識別だけでなく遺伝学的な知と結びついていたこと、すなわち「〝遺伝〟という前提が共有され、指紋はほとんど〝血〟と等価なものとして扱われていく」過程を明らかにしている。井上貴翔「〝指紋〟と〝血〟——甲賀三郎『亡霊の指紋』を端緒に」『層 映像と表現』二巻、二〇〇八年、二〇一–二二一頁。

(19) 永井潜「民族衛生叢書刊行の辞」古畑種基著（日本民族衛生協会編）『民族と血液型』（民族衛生叢書三）村松書店、一九四八年、二–三頁。

(20) 永井潜・仁科正次・池見猛「出生地と指紋の関係」『醫事公論』一一〇六–一一〇七号、一九三三年。

（たかの　あさこ・明治薬科大学専任講師）